

## 調査報告

### 調査目的

1990年の診療報酬改定により、いわゆる「出来高払い」を基本とする診療報酬体系に、「包括払い」の「入院医療管理料」が導入された。導入後4年を経過し、この間の実績を踏まえて、この制度の導入の結果を評価すべき時期にあるという認識のもと、本調査を企画した。

本調査の目的は主に次の点を把握することにある。

1. 看護職の目から見て、この包括制の料金をとることが慢性疾患患者（主として老人）のケアにどのような効果を及ぼしているか。
2. 看護管理者自身が「入院医療管理料」をどのように評価しているか。
3. 今後看護補助者（介護職員）がスタッフの多数を占めるような体制の病院が増えることが予測されるが、多くの看護補助者を配置するこれらの病院で実際に看護職員と看護補助者との業務分担はどのように行われているか。

調査時点（1994年2月）での「入院医療管理料」種別および要員配置要件は、以下のとおり。

---

#### 療養1群入院医療管理料Ⅰ

患者6：看護職員1 患者4：看護補助者1

#### 療養1群入院医療管理料Ⅱ

患者6：看護職員1 患者5：看護補助者1

#### 療養1群入院医療管理料Ⅲ

患者6：看護職員1 患者6：看護補助者1

#### 療養2群入院医療管理料Ⅰ

患者6：看護職員1 患者4：看護補助者1

#### 療養2群入院医療管理料Ⅱ

患者6：看護職員1 患者5：看護補助者1

#### 療養2群入院医療管理料Ⅲ

患者6：看護職員1 患者6：看護補助者1

#### 特例許可老人病院入院医療管理料Ⅰ

患者6：看護職員1 患者4：介護職員1

#### 特例許可老人病院入院医療管理料Ⅱ

患者6：看護職員1 患者5：介護職員1

#### 特例許可老人病院入院医療管理料Ⅲ

患者6：看護職員1 患者6：介護職員1

#### 老人性痴呆疾患治療病棟入院医療管理料

患者6：看護職員1 患者4：介護職員1

#### 老人性痴呆疾患療養病棟入院医療管理料

患者6：看護職員1 患者8：介護職員1

---

なお、調査実施後の平成6（1994）年4月の診療報酬改定において、療養型病床群については患者：看護職員、患者：看護補助者がそれぞれ「5：1，4：1」「5：1，5：1」「5：1，6：1」「6：1，3：1」の種別が、老人病棟についても、「6：1，3：1」の、より看護要員配置の厚い種別が新設され、同時に、従来の種別についても点数が引き上げられた。また、同年10月の診療報酬改定では、すべての種別について、さらに点数アップが図られた。この際、入院医療管理料は従来の「承認制」から「届出制」に変更され、「特例許可老人病棟入院医療管理料」は「老人病棟入院医療管理料」に名称変更された。

### 調査実施時期

1994年2月。

### 調査対象および調査方法

入院医療管理料をとる病棟を持つ全国の病院のうち、本会が把握できた551病院の看護部長に調

査票を郵送し、記入ののち本会あてに返送してもらった。回答病院数は276（有効回収率50.1%）。

### 調査担当

本会普及開発部調査研究室（奥村元子）。

### 本文中の表記について

1. 本文中、「表〇〇」は文中表を示し、「統計表

第〇〇表」は別掲する統計表を示す。

2. 診療報酬関係法令・通知では、療養型病床群においては「看護補助者」、老人病棟においては「介護職員」と表記されているものを、文中ではともに「看護補助者」と表記する。なお、調査票において「介護職員」とあるのは「看護補助者」と同義である。